

# チョイソコかりんちゃん 停留所新設のご要望・出前講座のご案内について

## ▶ チョイソコかりんちゃんとは（令和7年10月より本格運行開始）

チョイソコかりんちゃんとは、利用者の予約があった時だけ運行する乗合型デマンド交通です。決まった時刻表や決まった路線はなく、利用者の予約に合わせて、市内のバス停のうち、乗りたいバス停から行きたいバス停まで運行するバスです。詳細は市HPよりご確認ください。



市HP  
「チョイソコかりんちゃん概要」



## ▶ 停留所新設のご要望について

チョイソコかりんちゃんは、従来のかりんちゃんバスのような定時定路線運行では運行が難しかった地域への運行が期待できます。停留所の新設を検討しますので、地区から要望書により停留所新設を要望される場合は担当までご相談ください。

### ● 提出書類

地区より、諏訪市長宛に次の書類を提出してください。

- ・要望書（書式任意）
- ・設置を要望する場所がわかる書類

### ● 停留所設置の基準について

停留所は、乗客の安全確保等の観点から設置に関する基準（次ページ参照）を設けています。要望書受理後、現地と一緒に見ていただきながら設置できるか検討します。

## ▶ 出前講座（よりあい塾）のご案内について

令和8年4月より現行のかりんちゃんバスが大幅に再編となり、今後はチョイソコかりんちゃんが市内の公共交通の主体となります。乗降停留所や乗車時間を乗客に合わせて運行するため、より柔軟性がある運行形態である一方で、利用方法に不安を抱える方もいます。

市では、チョイソコかりんちゃんに関する出前講座（よりあい塾）を実施しています。職員が地区へ出向き、チョイソコかりんちゃんについてご説明できますので、ぜひ積極的にご活用ください。

### ● 実施できる内容

- ・チョイソコかりんちゃんの利用方法の説明会
  - ・チョイソコかりんちゃんの会員登録会
  - ・チョイソコかりんちゃんの乗車予約体験会
- など

※内容は柔軟に対応できますのでご相談ください。

### ● 申込方法

開催予定日の3週間前までに市HPのよりあい塾受講申込書に必要事項を記入してお申し込みください。電話かファックス、またはながの電子申請でも申し込むことができます。希望する講座名は「No.11 AI オンデマンド交通とは」とご記入ください。

### 【お問い合わせ】

諏訪市 企画部地域戦略・男女共同参画課地域戦略係 藤森 孝昭、高橋 直季、長谷川 一樹

電話 0266-52-4141（内線283、289） FAX 0266-57-0660

メール senryaku@city.suwa.lg.jp

## チヨイソコかりんちゃん バス停設置・撤去基準

～バス停設置～

### 【1. バス停設置検討基準】

- ①公共交通維持・確保の観点により必要と市が認めた場所
- ②住宅が周辺にある・バスの利用需要がある場所
- ③地元区から要望書の提出があった場所（個人からの要望は不可）

### 【2. バス停設置場所基準】

以下に掲げるすべてに該当する場所

- ①既存バス停から半径 300 メートル圏外に範囲が広がる場所。ただし、坂道が多い地区においてはこの限りではない。
- ②道路交通法第 44 条第 1 項「停車及び駐車を禁止する場所」に違反しない場所
  - ・交差点、横断歩道から 5 メートル以上の場所
  - ・見通しの良い場所（カーブ途中でない場所、坂の途中でない場所等）
  - ・停車地点の勾配率が 10% 未満（角度 6 度未満）の場所
- ③道路の幅員が通行車両（10 人乗り）ですれ違い可能な広さがある場所
- ④後退が不要で運行できる場所
- ⑤以下の関係者により承諾された場所
  - ・地元関係者（区長、近隣住民、市議会議員等）
  - ・土地所有者（個人、店舗、事業所、県、市等）
  - ・地元警察署交通部署
  - ・運行事業者、運営事業者

### 【3. バス停新設の決定】

- ①諏訪市地域公共交通会議・諏訪市地域公共交通活性化協議会（以下、会議・協議会という）に諮り最終決定

～バス停撤去～

### 【4. バス停撤去基準】

- ①最寄りバス停として登録した利用者が 0 人であり、かつ年間（R 8.4.1～）での乗降利用回数が 0 ～ 8 回のバス停
- ②上記のバス停であって、バス停の空白地（バス停から 300 メートル圏外）が新たに生じるバス停、または路線バスと併用しているバス停は除く

### 【5. バス停撤去手順】

- ①上記 4 に該当するバス停は年間利用集計後、更に半年間の周知期間を設け、この間に利用促進に努めることを地元関係者と協議
- ②運行事業者、運営事業者、市での協議

### 【6. バス停撤去の決定】

- ①会議・協議会に諮り最終決定